

MHM Asian Legal Insights

第 74 号（2017 年 7 月号）

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
（編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志）

今月のトピック

1. タイ : 外国人事業法における外資規制の適用除外業務を拡大する
商務省告示の施行（駐在員事務所の除外等）
2. ベトナム : 公開会社に関するガバナンス規則
3. ミャンマー : 商業省による新 Notification の制定～外資会社による輸入販売に関する規制緩和

今月のコラム 「バンコクの憩いの場・ルンピニー公園」

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 74 号（2017 年 7 月号）を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. タイ：外国人事業法における外資規制の適用除外業務を拡大する商務省告示の施行（駐在員事務所の除外等）

タイでは、外国人事業法により、外国人（外国法人がその株式の 50%以上を保有する法人を含みます。）が一定の規制業種を行うには原則として規制当局の許可が必要とされています。この規制業種の一つとして「その他サービス業」というキャッチオール項目があり、多くのサービス関連業がこの項目により規制の対象とされていますが、他方で、「省令で定める業種」については規制の対象から外されており、2013 年 3 月及び 2016 年 2 月にはこの点に関する省令が公布・施行され、以下の業種が規制対象から除外されていました。

- ・ 証券取引法に基づく証券業務
- ・ デリバティブ法に基づくデリバティブ業務
- ・ 資本市場取引信託法に基づく受託業務
- ・ 銀行業及び外国銀行の駐在員事務所
- ・ 生命保険業
- ・ 損害保険業

MHM Asian Legal Insights

この度 2017 年 6 月に新たな商務省告示が施行され、上記の例外業種に加えて、以下の 2 グループの業種も例外業種として加えられました。

グループ①

- ・ 商業銀行業務に必要な一定の業務（金融機関代理業、不動産リース業、現金管理業、債権回収代理業等）
- ・ アセットマネジメント法に基づくアセットマネジメント業務

グループ②

- ・ 駐在員事務所（representative office）
- ・ 地域事務所（regional office）
- ・ 政府機関と契約を締結しサービス提供を行う業務
- ・ 国有企業と契約を締結しサービス提供を行う業務

この新たに加えられた例外業種のうち、グループ①については、外国人事業法における規制とは別に、個別の業法により外国人事業法と同等又はより厳格な外資規制が定められている場合があることに留意を要します。しかし、その場合でも、外国人事業許可の取得の手段に加え、外国人事業許可の取得・保有要件として規定されている「対象会社の資本と負債の比率が 1:7 以内でなければならない」という制約から解放されたことになります。

また、グループ②のうち、特に日系企業にとって関心が高いのは、「駐在員事務所（representative office）」が加えられたことと思われます。駐在員事務所は海外本社への現地情報・支援提供を主な機能とするもので、下記に記載する活動を行うことができます。

- ・ 本社がタイ現地から商品やサービスを購入する調達先候補の調査
- ・ 本社がタイ現地から調達する商品の性能・分量のチェック及びコントロール
- ・ 本社がタイ現地の卸売業者・消費者に販売する商品に関する様々なアドバイスの提供
- ・ 本社の新商品・サービス情報の普及活動
- ・ 本社へのタイの市況に関する情報の報告

外国人事業許可の申請・取得には通常数ヶ月の時間を要しますが、今回の告示により、迅速かつ簡便に駐在員事務所を設立することが可能になったと考えられます。駐在員事務所は収益を上げることができない等の制約はありますが、タイへの進出を検討するに当たって現地の最新の市場情報等を収集したり、タイからの円滑な調達を行う等、日系企業においてもその活用範囲は広いものとなります。

なお、駐在員事務所の設立に当たっては法人登録番号の取得等のため一定の届出は必

MHM Asian Legal Insights

要とされています。

弁護士 河井 聡 ☎ +66-2-266-6485 Ext. 323 (バンコク) ✉ satoshi.kawai@mhmljapan.com	弁護士 二見 英知 ☎ +66-2-266-6485 Ext. 320 (バンコク) ✉ hidetomo.futami@mhmljapan.com
弁護士 細川 怜嗣 ☎ +66-2-266-6485 Ext. 325 (バンコク) ✉ reiji.hosokawa@mhmljapan.com	

2. ベトナム：公開会社に関するガバナンス規則

(1) 概要

ベトナムでは、公開会社のガバナンスに関する通達（Circular 121/2012/TT-BCT）（「現通達」）により公開会社のガバナンス規制が定められていますが、この度、新たなガバナンス規則（Decree 71/2016/ND-CP）（「新規則」）が制定され、2017年8月1日から施行されます。新規則の施行に伴って現通達は効力を失います。本稿では、新規則のうち重要な点をいくつかご紹介します。

なお、ベトナムでは、公開会社とは、以下の①から③のいずれかに該当する株式会社を指し、下記③のとおり上場していない会社であっても公開会社に該当する場合があります。点に注意が必要です。

- ① 株式の公募（Public Offer）を行った会社
- ② 株式を証券取引所（Stock Exchange）又は証券取引センター（Securities Trading Center）に上場している会社
- ③ 100名以上の株主（機関投資家を除く）が存在し、かつ、払込済設立資本が100億ベトナムドン（現在の為替レートで約4,900万円）以上である会社

(2) 新規則の主な内容

① 公開会社モデル定款

現通達では、Appendix として「公開会社モデル定款」が添付されていますが、新規則では、財務省が公開会社モデル定款を発行すると規定されていますにとどまっています。今後、財務省により公開会社モデル定款が発行され次第、その内容を確認する必要があります。

② 取締役等の兼任制限に関する規定

現通達では、取締役会の会長（Chairman of Board of Management）は、定時株主

MHM Asian Legal Insights

総会での承認があれば社長（General Director）の地位を兼任できると規定されていますが、新規則では、この例外文言が削除されたため、取締役会の会長は社長を兼任することができなくなります。また、現通達では、取締役（Member of Board of Management）による他の会社の取締役との兼任については特段制限されていないものの、新規則では、取締役は、5つ以上の他の会社の取締役を兼任することはできないこととされました。

なお、これらの条項については、実務に与える影響を考慮し、施行日を遅らせることとされています。具体的には、取締役会の会長と社長との兼任規制については新規則の施行から3年後、取締役による他社取締役との兼任規制については新規則の施行から2年後に施行されます。

③ 非上場公開会社の独立取締役

現通達では、公開会社のうち一定の要件を充足する大規模公開会社及び上場会社についてのみ独立取締役を選任する義務が課されています。これに対し、新規則では、非上場公開会社であっても、「株主総会、取締役会及び社長」の機関構成を採用する場合には、取締役の20%以上が独立取締役である必要がある旨規定されました。

なお、上場会社の場合、現通達では、取締役の3分の1以上が独立取締役である必要がありますが、これは新規則でも同じ内容となっています。

④ コーポレートガバナンス責任者

新規則では、新たな規制として、上場会社の取締役会は、少なくとも1名のコーポレートガバナンス責任者を指名しなければならないことが規定されました。コーポレートガバナンス責任者は、株主総会及び取締役会に出席し、手続の進行についてアドバイスをを行います。

⑤ ディスクロージャー責任者

新規則では、新たな規制として、公開会社は、少なくとも1名のディスクロージャー責任者を指名しなければならないことが規定されました。ディスクロージャー責任者は、法令及び会社の定款に従って情報を開示する役割を担います。なお、株主が当該責任者にコンタクトを取ることができるよう、当該責任者の氏名及び電話番号を公開する必要があります。

(3) まとめ

以上のとおり、新規則では、取締役の兼任の制限、非上場公開会社の独立取締役の

MHM Asian Legal Insights

設置義務、各責任者の設置義務等、公開会社のガバナンスをさらに強化する方向での改正が予定されています。今後、新規則に基づき、具体的にどのような対応を行う必要があるかについては、慎重に検討の上対応を進めることが望ましいと思われます。

弁護士 埴 晋

☎ +66-2-266-6485 (バンコク)

✉ susumu.hanawa@mhmljapan.com

弁護士 山口 健次郎

(ホーチミン LNT & Partners 法律事務所出向中)

☎ 03-6266-8792

✉ kenjiro.yamaguchi@mhmljapan.com

3. ミャンマー：商業省による新 Notification の制定～外資会社による輸入販売に関する規制緩和

(1) 概要

ミャンマー商業省 (Ministry of Commerce) は、2017 年 6 月 12 日付 Notification No. 36/2017 (「本 Notification」) を公表しました。従来ミャンマー内資会社との合併での実施が条件とされていた 5 品目 (肥料、種子、農薬、医療機器及び建築資材) の輸入販売に関して、輸入取引に使用する外貨に関する銀行口座の開設等を条件に、外資単独での実施を解禁しました。なお、従前と同様に、輸入販売事業として、小売及び卸売のいずれも実施可能とされています。

(2) 本 Notification の位置付け

ミャンマーにおいては、実務上、小売や卸売といったいわゆる Trading 事業を実施するための外資会社 (外国資本が 1 株でも保有する会社) の設立は認められず、商業省が Notification において特に定める品目 (上記 5 品目に加えて自動車、重機・建機) のみ、ミャンマー内資会社との合併を条件として、輸入販売を実施することが認められてきました。ミャンマー投資法 (Myanmar Investment Law) の施行により外資に Trading 事業が解禁されるかが注目されていましたが、下記のとおりこうした制限は現在も続いているものと考えられます。

本 Notification は、上記 5 品目に関して、ミャンマー内資会社との合併を必須としてきた従来の条件を撤廃し、外資単独での輸入販売の実施を可能とするものです。外資会社による Trading 事業の実施に関する規制緩和という観点から一定の進展があったものとして評価できます。

(3) 本 Notification の問題点

本 Notification については、ミャンマー投資法との関係で以下の問題点が挙げられます。

MHM Asian Legal Insights

ミャンマー投資法の施行細則であるネガティブリストにおいては、小売及び卸売については、内資・外資を問わず、その実施に関して商業省の承認を得なければならないとされており、現段階では商業省の承認を取得することは容易ではないと一般的に考えられています。また、一定面積以下の小規模な小売業（コンビニエンスストア及びミニマート）についてはミャンマー内資会社のみが実施可能であり、外資会社による実施は認められていません。小売・卸売の実施に関する商業省の承認との関係では、本 Notification は、上記 5 品目に関しては商業省が承認することを明らかにしたものであると考えられます。他方、本 Notification と、ミャンマー投資法に基づく小規模小売業への外資参入禁止は、どちらが優先する関係にあるのか明らかではありません。本 Notification に定める 5 品目については小規模な小売店舗での取扱いが実際に問題となる可能性は高くないようにも思われるところですが、実際の取組みがある場合には当局への確認が必要になると思われます。

(4) Trading 事業の今後の取扱いについて

ミャンマー投資法に定める商業省による承認手続は参入実態を把握するために行う所定の手続にすぎず、基本的には外資会社による Trading 事業への参入を全面自由化する方向で議論が行われているとの説明が MIC 関係者よりなされている、との情報もあります。この点について MIC と商業省との間でどこまで意見の統一がなされているのかは明らかではなく、ミャンマー政府としての一致した見解と認識できるものであるかどうかは不明です。また、商業省では新たに輸出入に関する規律を定めた Trade Law（仮称）の検討を開始するとの情報もあります。これらを総合すると商業省において Trading 事業の扱いについて何らかの検討が行われていることが窺われます。今後、Trading 事業への外資の参入についてどのような取扱いがなされるのか、引き続き商業省の動きを注視していく必要があります。

弁護士 武川 丈士

☎ +65-6593-9752（シンガポール）

☎ +95-1-255135（ヤンゴン）

✉ takeshi.mukawa@mhmljapan.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +65-6593-9762（シンガポール）

☎ +95-1-255137（ヤンゴン）

✉ kana.manabe@mhmljapan.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-255136（ヤンゴン）

✉ atsushi.inoue@mhmljapan.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラムーバンコクの憩いの場・ルンピニー公園ー

日本でも相変わらずマラソンブーム等が盛り上がっていると思いますが、健康志向はタイにも波及、というより、日本よりも活発なように思います。タイのスポーツというトムエタイが真っ先に思い浮かびますが、若者の間では、ほかにサッカーやバレーに人気があります。もう少し年齢層が上がると、ジョギングを趣味にしている人もそれなりに多い印象を受けます。それに刺激を受けて、私も、気分転換や健康維持のため、バンコク・オフィスの近くにあるルンピニー公園（東京でいえば代々木公園のようなイメージの大きな公園です）でジョギングをすることがありますが、日本の公園とは比べ物にならないほどたくさんの人がいて、最初は驚きました。

のどかに散歩を楽しむ親子連れやカップルに加え、ジョギングをする老若男女、ポップな音楽に合わせてダンスをする 50 人以上はいようかという大集団、公園備え付きの設備で激しく筋トレをする年配の方々等、様々な人々に出会えます。

そして、出会えるのは人間だけではありません。ルンピニー公園には、一見してワニと見間違ふほどの大きさのオオトカゲが中心の池周辺に棲息していて、時折、人々の行き交う路上にも出てきます。とても大きいですし中々の迫力なので、ジョギング中に見かけると、珍しいものを見た嬉しさで、少し得した気分になったりしていました。



このオオトカゲ、普段何を食べているのか、最近まで特に気にしたことはなかったのですが、先日、知人が池の中で魚（フナか、ナマズでしょうか）を捕食しているのをみかけたそうです。この体格ですので、魚を食べても不思議ではないのでしょうか、いざそう言われてみると、少し怖いですね…。緑が多く、よく整備されていてとても気持ちのいい公園ですので、バンコクにいらした際は是非ルンピニー公園にも立ち寄って頂ければと思いますが、オオトカゲには、あまり近づきすぎないように注意しましょう。

（弁護士 岸 寛樹）

MHM Asian Legal Insights

セミナー情報

- セミナー 『アジア労働法カレッジ-インド編-「インドの労働法制と労務管理のポイント」』
- 開催日時 2017 年 8 月 31 日（木）14:00～17:00
- 開催場所 東京
- 講師 小山 洋平
- 主催 一般社団法人経団連事業サービス

NEWS

- 岩原 紳作 名誉教授が顧問に就任しました

2017 年 7 月 1 日付で、岩原 紳作 東京大学名誉教授が、当事務所の顧問に就任いたしました。

岩原顧問は、東京大学大学院法学政治学研究科や早稲田大学大学院法務研究科において、会社法や金融法等の研究・教育に従事され、数多くの成果を残されたほか、法制審議会や金融審議会において重要な役職を歴任される等、これらの法分野において中心的な役割を果たしてこられました。

岩原顧問の就任により、当事務所は、会社法や金融法分野において、さらに充実したリーガルサービスをご提供できるよう、努めてまいります所存です。

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com